

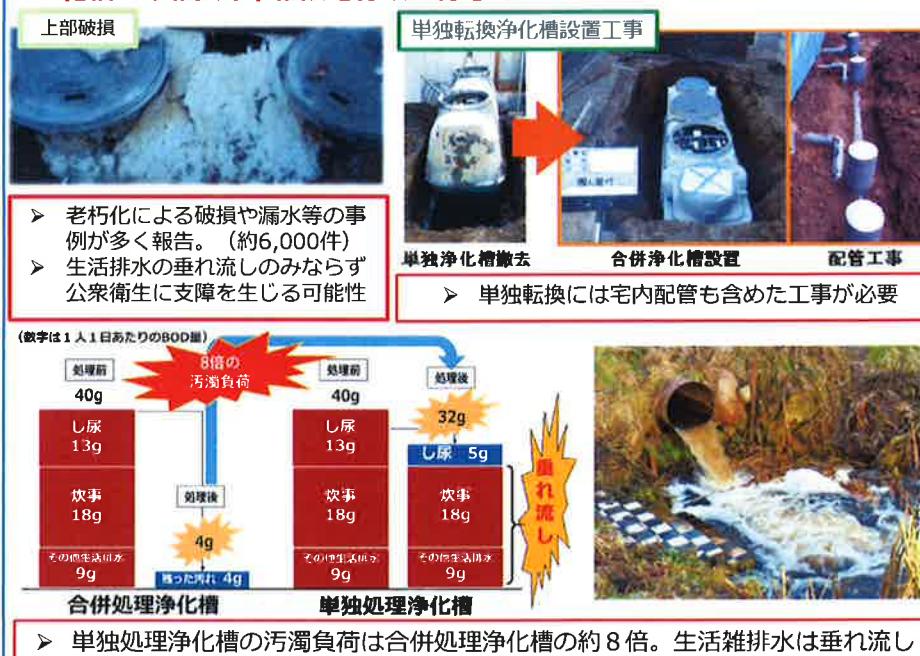
浄化槽法改正の必要性

背景

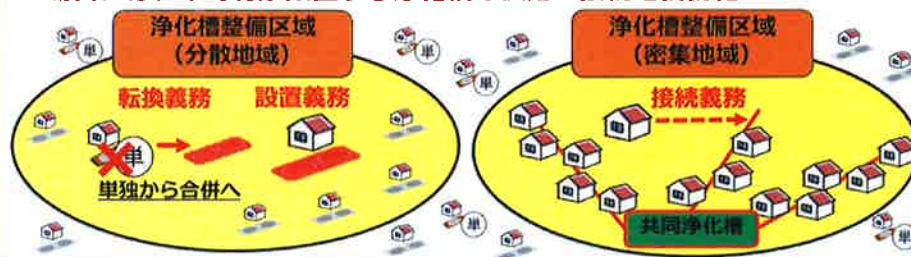
- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現する**浄化槽法改正**が必要。

単独処理浄化槽の転換

- 定期検査等で補修・交換が必要な単独浄化槽について、合併処理浄化槽への転換命令権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた転換に支援）

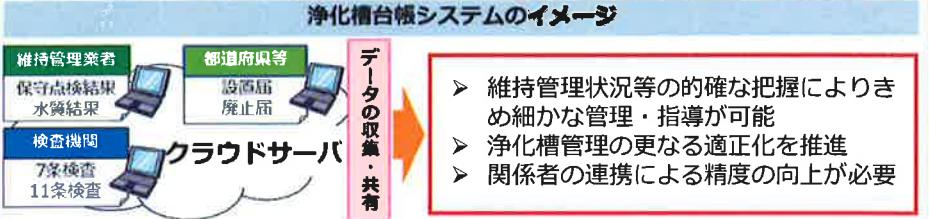


- 市町村の浄化槽整備区域内の単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、市町村が設置する浄化槽の使用・接続を義務化

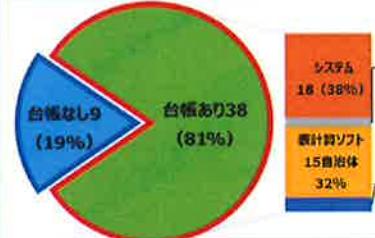


浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化

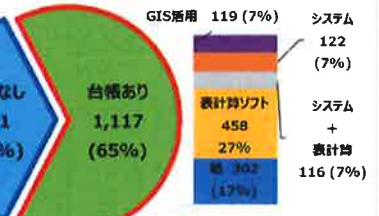


都道府県の台帳整備の状況



- ▶ 約20%が台帳未整備
- ▶ システムによる台帳管理は約40%

市町村の台帳整備の状況



- ▶ 約35%が台帳未整備
- ▶ GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 保守点検業の登録更新制度において浄化槽管理士の質の確保を要件化



- ▶ 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- ▶ 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質を確保策を要件化

浄化槽関係
平成 31 年度予算等について

環境省環境再生・資源循環局

1. 平成31年度予算

(1) 平成31年度浄化槽整備関係予算の概要

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う

○循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

市町村の自主性と創意工夫を生かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を
推進するための交付金

(単位：百万円)

	平成30年度 予算額	平成30年度 補正予算	平成31年度 予算	対前年度比
循環型社会 形成推進交付金	8,421 (8,916)	1,000 (1,000)	9,577 (9,979)	うち臨時 特例分※ 1,000 113.7 % (111.9 %)

() 内は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額
※防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策費

○二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(浄化槽分)

既設の中・大型浄化槽の省エネ改修をすることにより低炭素化を図るための補助金
(単位：百万円)

	平成30年度 予算額	平成31年度 予算	対前年度比
二酸化炭素排出 抑制事業費等補 助金	1,600	2,000	125.0 %

1. 平成31年度予算

(2)循環型社会形成推進交付金の概要

平成31年度予算9,577百万円(8,421百万円)
平成30年度第2号補正予算1,000百万円

背景・目的

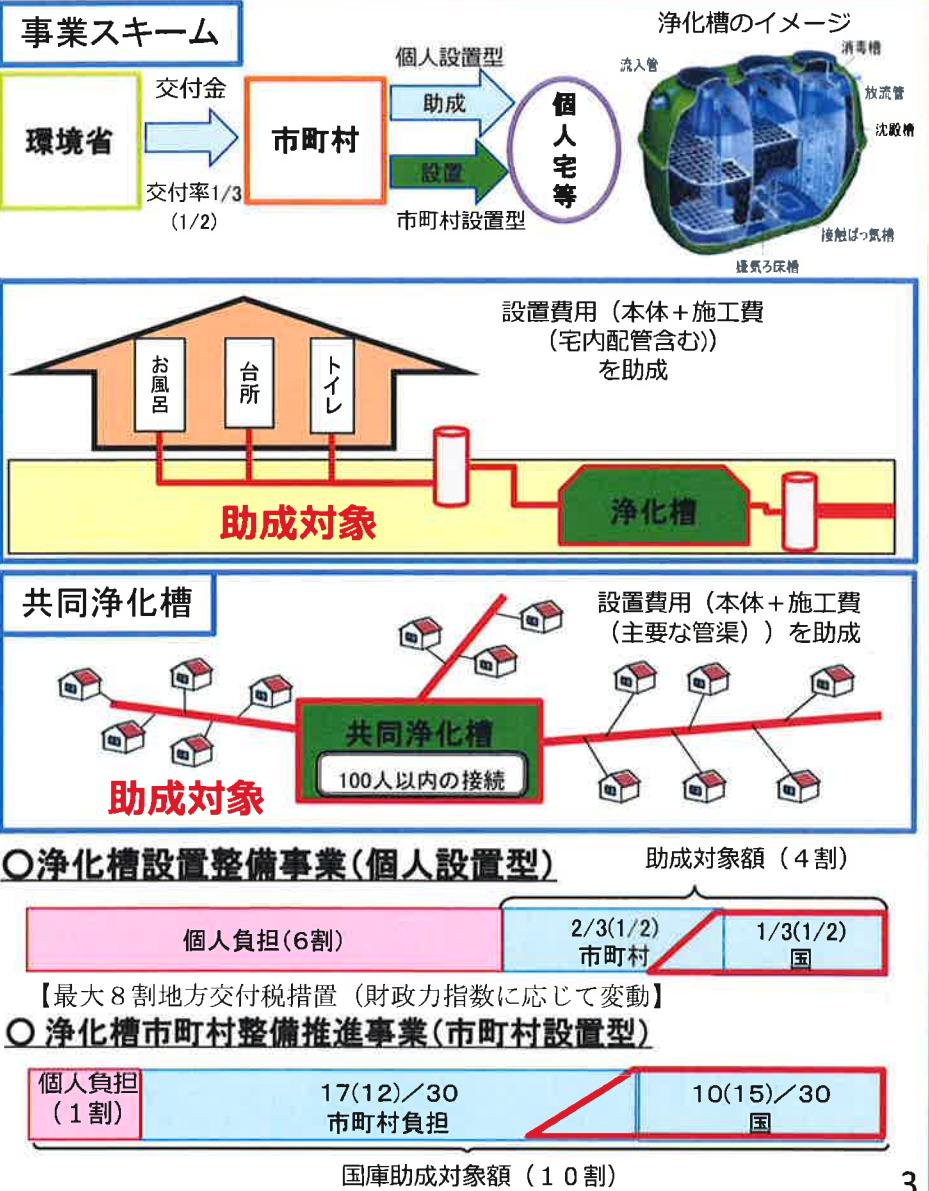
- 全国に、未だに約1,200万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、生活雑排水が未処理の状態。
- 廃棄物処理施設整備計画における2022年度目標では、①浄化槽整備区域の普及として区域内の浄化槽人口普及率を70%、②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進として、区域内の合併処理浄化槽の基数割合を76%、③省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量として12万トンCO₂としている。
- 浄化槽は①下水道と同等の処理性能②設置コストが安い③地震に強いなどの特徴があり、今後のその役割は増大。公共インフラとしての公設浄化槽の更なる普及も求められている。
- 新設が禁止されている単独処理浄化槽が、未だ約400万基残っており、合併処理槽への早期転換が大きな課題。
- ②浄化槽の整備推進を図り、地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築を目指す。

事業概要

- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）（交付率1/3）
新・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（掛かり増し分：上限30万円）
改・環境配慮の性能要件見直し（1/2）
- 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）（交付率1/3）
新・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（掛かり増し分：上限30万円）
新・浄化槽整備区域の共同浄化槽の設置及び管渠への助成（1/3, 1/2）
改・環境配慮の性能要件見直し（1/2）
改・公的施設・単独処理浄化槽集中転換事業の補助要件の緩和及び拡大（1/3, 1/2）

期待される効果

- 汚水処理未普及が解消され、地域の水環境保全が図られるとともに、地域での快適な暮らしを確保され、地方創生に大きく寄与
- 浄化槽を活かした災害に強いまちづくりを推進、国土強靭化に貢献



1. 平成31年度予算

(3)単独転換に伴う宅内配管工事費の助成

【概要】

浄化槽整備において単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(以下、「単独転換」という。)を進めることで、水質保全の確保や公衆衛生の向上のみならず国土強靭化にも貢献することになる。しかしながら、浄化槽の交換に加えて生活雑排水を浄化槽に流入させる宅内配管工事に係る費用が余計に係ることが単独転換促進の阻害要因。

このため、単独転換による個人負担を軽減すべく、転換後の法定検査(7条、11条)の検査依頼書の添付を要件化し、単独転換に係る掛かり増しの個人財産となる宅内配管工事費を、上限額を決めて補助対象とする。

【対象工事内容及び工事費】

宅内配管として合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象。工事費の上限は、30万円とする。

【対象事業の補助率及び助成内訳】

市町村負担2／3
(20万円)

国助成1／3
(10万円)

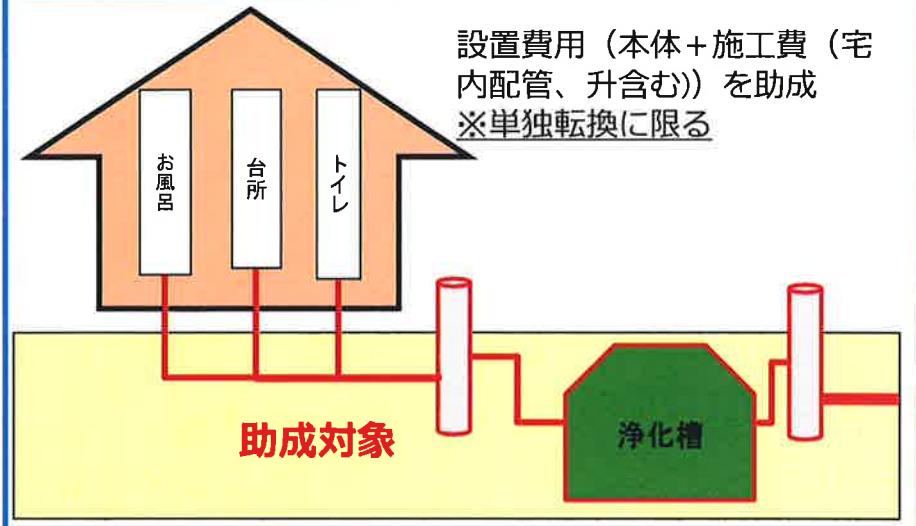
個人
負担

生活排水が未処理のまま水路に流入している事例



宅内配管工事費助成のイメージ

設置費用(本体+施工費(宅内配管、升含む))を助成
※単独転換に限る



単独転換浄化槽設置工事例



単独浄化槽撤去

合併浄化槽設置

配管工事

1. 平成31年度予算

(4)省エネ型浄化槽システム導入推進事業

平成31年度予算
2,000百万円(1,600百万円)

事業概要

背景・目的

- 集合住宅等に設置されている大型浄化槽の処理工程上で使われている機械設備（プロワ、水中ポンプ、スクリーン等）の省エネ化については、小型浄化槽と比べて比較的遅れている。
- 既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備を省エネ改修や、古い既設合併処理浄化槽を交換することで、浄化槽システム全体の低炭素化が大幅に図られると同時に、老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

事業概要

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率プロワ、インバータ制御装置等）の改修について、1／2を補助する。
- ② 平成11年度以前に設置された建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（プロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽の交換については、構造や本体のコンパクト化からエネルギー効果の高いと見込まれる浄化槽について、1／2を補助する。

事業スキーム



期待される効果

- エネルギー起源二酸化炭素排出抑制（5万t-CO₂（2017年度削減見込）→ 12万t-CO₂へ（2022年度削減目標））
- 地域の低炭素・自立分散型生活排水処理システムの構築の促進

1. 平成31年度予算

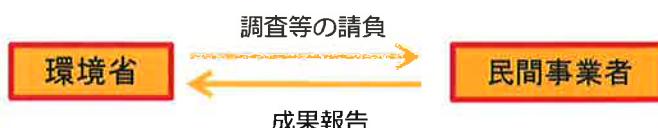
(5)我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

平成31年度予算
404百万円（350百万円）

背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び資源循環において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理の実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、環境インフラ輸出により我が国の経済を活性化する

事業スキーム



期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムを国際展開 → 世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開 → 我が国経済の活性化

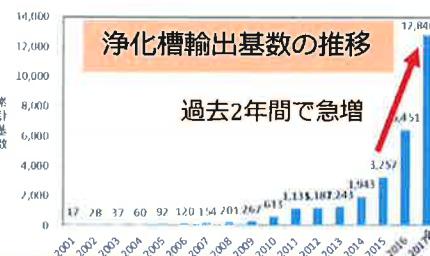
事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携し、制度の導入支援と、廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムの輸出をパッケージ化
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけ、戦略的に支援



我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

- (1) アジア諸国の3R・廃棄物処理・浄化槽関連情報の収集、情報提供、我が国循環産業・技術の海外発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応
- (4) 集合処理・個別処理の長所を踏まえた汚水処理施設普及案件形成、及び制度・維持管理体制整備



我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

- 海外展開の具体的な計画段階にある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対する、事業実現のための支援
 - (1) 事業実現可能性(FS)調査(新規参入枠・自治体連携も考慮)
 - (2) 情報発信・現地合同ワークショップ等で事業実施の協力関係構築
 - (3) 事業の円滑運営に向けた現地関係者の能力開発事業
 - (4) アフリカのきれいな街プラットフォームの取組促進(アフリカの廃棄物管理向上方策策定)
 - (5) ASEAN6国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー)における取組促進(ガイドライン作成、入札情報収集など)
 - (6) 中東等における取組促進(廃棄物発電の普及戦略の策定など)

參 考 資 料

1. 淨化槽の概況

(1) 淨化槽の特長

処理性能が優れている

微生物による浄化機能を活用し、下水処理場並み(20mg/l以下、BOD除去率90%以上)に汚水の処理が可能です。窒素やリン除去などの高度処理にも対応しています。



単独処理浄化槽の約8倍の処理能力

し尿のみならず生活雑排水も処理可能な合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、約8倍の汚水処理能力があります。

省スペースで設置、投資効果の早期発現

個人住宅に設置する浄化槽のスペースは乗用車1台分とコンパクトで、地中に埋めるため目立ちません。また、工事も概ね1週間程度で設置できるため、効果の早い発現が期待できます。



地震などの災害に強い

個別処理のため、長い管渠が不要で地震などの災害に強いという特徴があります。

※東日本大震災の調査では、全損は3.8%(震度6弱以上又は津波被害地域の1099基を対象)

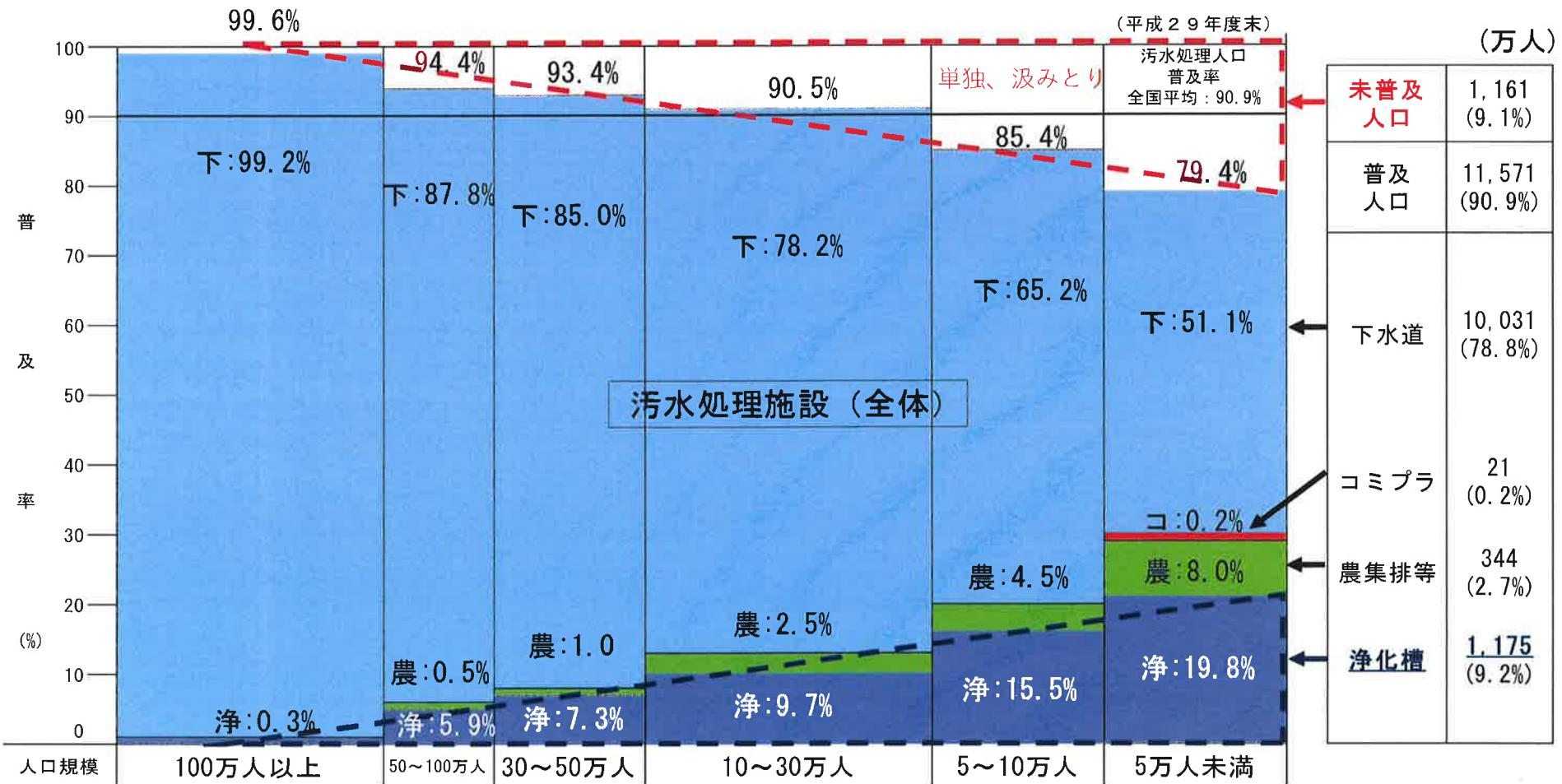
水環境の変化が小さい

整備前後において、各戸から排水されるという形態に変化がなく、排水の水質が向上する以外に変化がありません。河川の安定的な流量維持にも寄与します。



1. 淨化槽の概況

(2) 都市規模別の汚水処理施設の普及状況



都市規模別汚水処理人口普及率（平成29年度末）

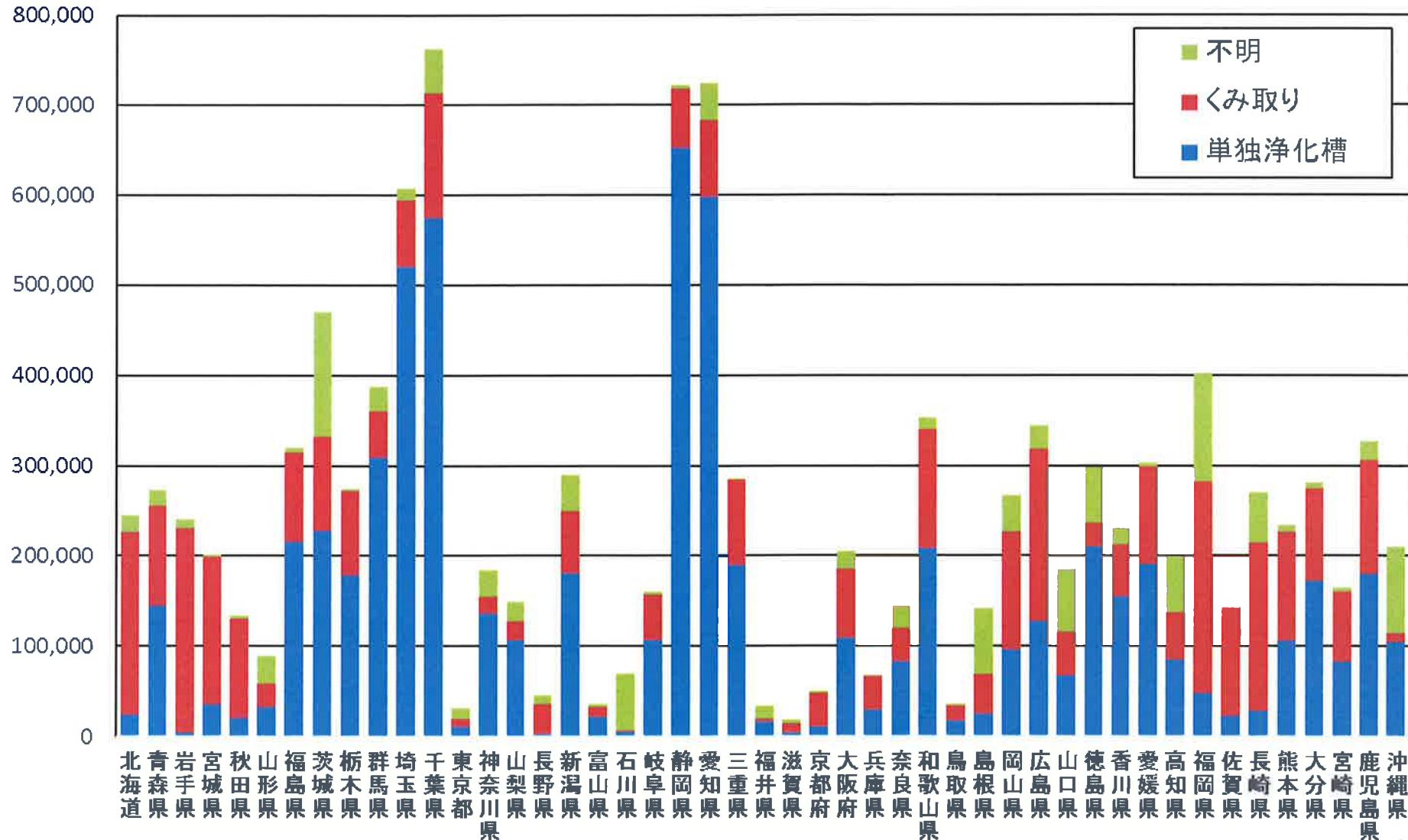
※東日本大震災の影響で調査不能な8市町村を除いた値。

人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い

1. 淨化槽の概況

(3)汚水処理未普及人口の内訳(H29年度末)

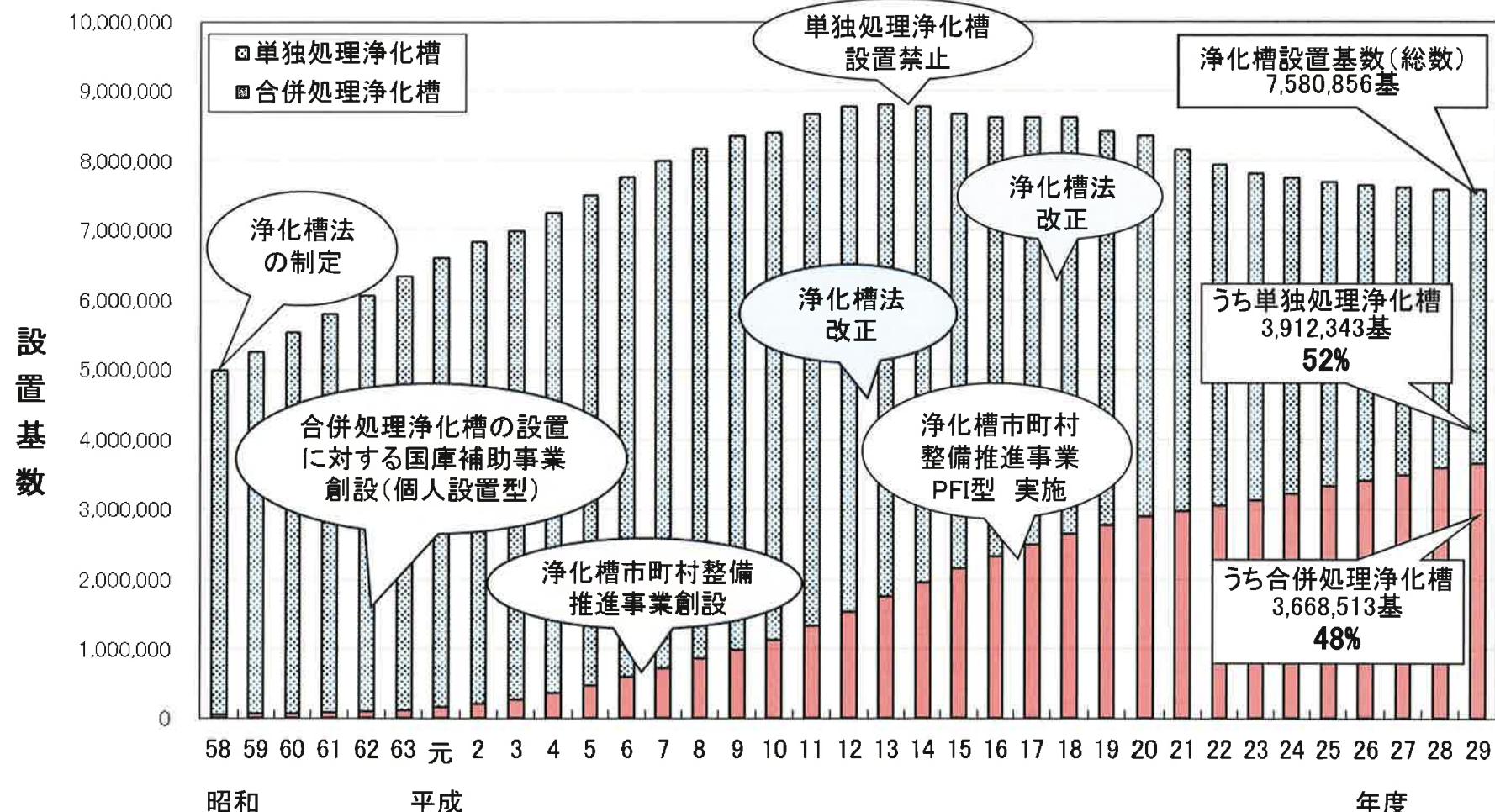
※ 集合処理区域を除く



1. 処理槽の概況

(4) 処理槽設置基数の推移(～29年度末)

- 平成12年処理槽法改正により新設処理槽は合併処理処理槽とすることを義務付け。
- し尿のみしか処理しない既存の単独処理処理槽は徐々に減少するものの未だに約400万基存在。
- 老朽化した単独処理処理槽の合併処理処理槽への転換促進が水質改善・防災対策のために重要。



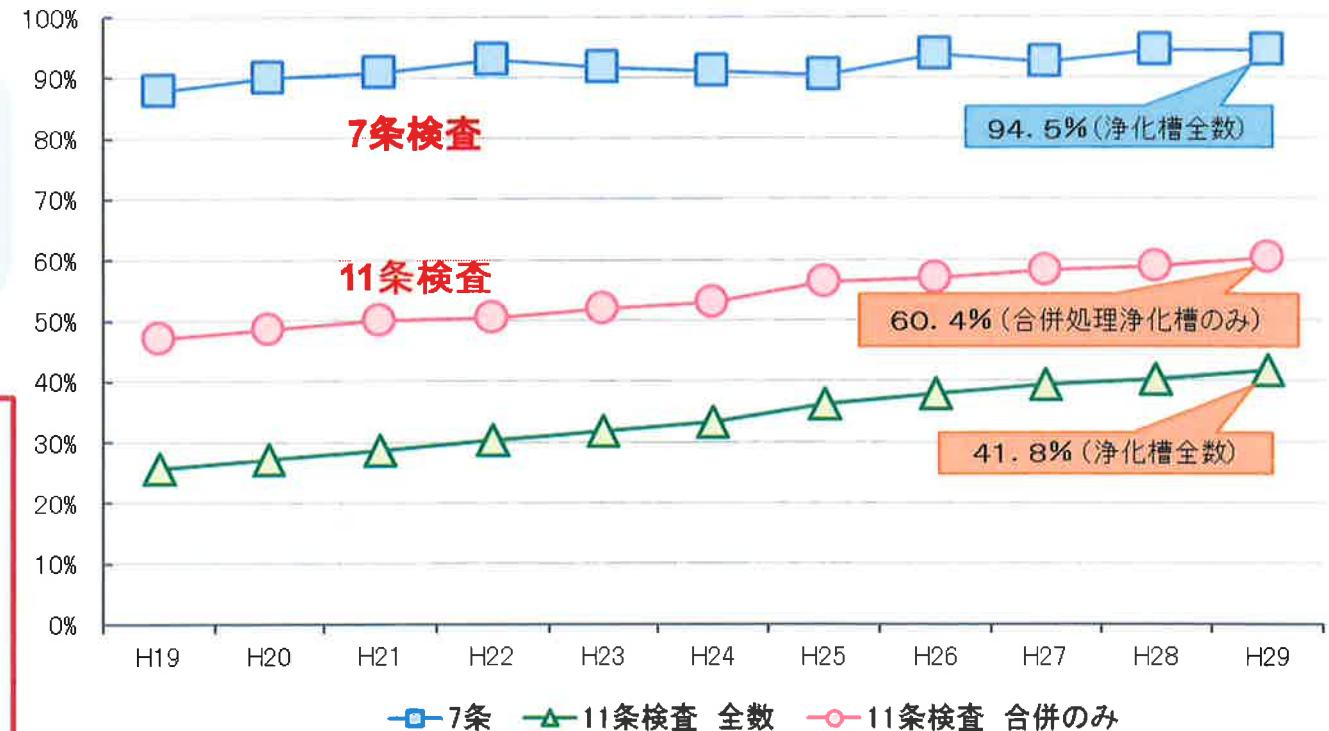
1. 処理槽の概況

(5)法定検査受検率の推移

● 7条検査 94.5%
● 11条検査 41.8%
(うち合併処理処理槽 60.4%)

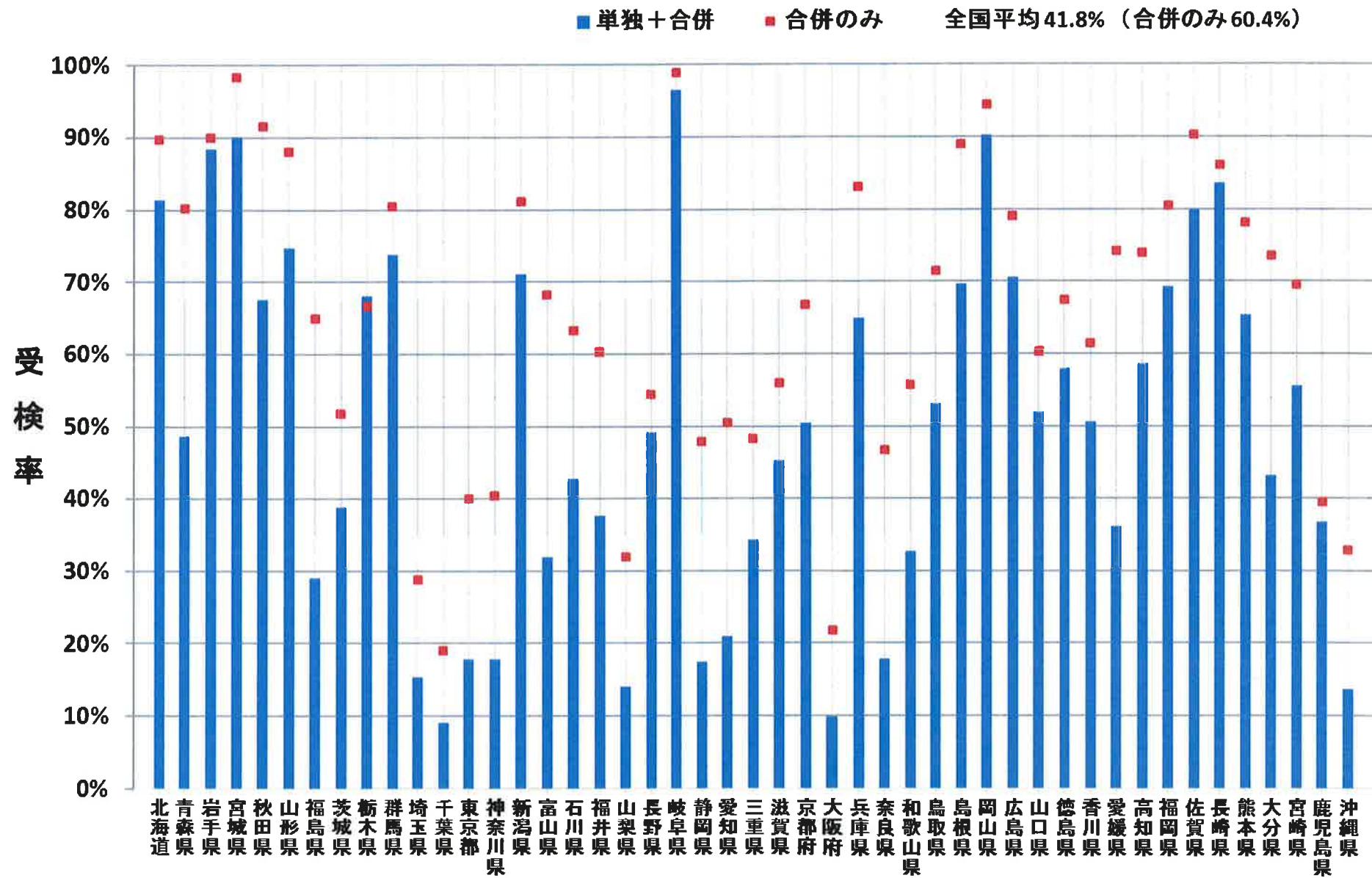
11条検査は都道府県毎の
ばらつきが大きい

(参考)
平成29年度
合併処理処理槽受検率
80%以上: 15道県
30%未満: 3府県



1. 淨化槽の概況

(6)都道府県毎の11条検査受検率の状況(平成29年度末)



1. 処理槽の概況

(10)法定検査受検率の高い県の取組事例

県名	11条検査受検率[%]	合併処理槽割合[%]	台帳整備	一括契約
岩手県	88.5%	94.0%	有	なし
宮城県	90.1%	73.7%	有	3市町村
岐阜県	96.5%	50.9%	有	4市町村
岡山県	90.3%	70.6%	有	岡山県
長崎県	83.6%	85.4%	有	なし

出典)環境省、平成30年度処理槽の指導普及に関する調査結果

共通していることは、県、市町村、指定検査機関、保守点検、清掃業者の連携

- ◎台帳整備の推進
- ◎一括契約の推進
- ◎未受検者に対する受検勧奨
 - ・行政と指定検査機関の連名による受検案内
 - ・未受検者への受検勧奨にテレビ等の媒体を活用
 - ・未受検者の勧誘を業者に依頼（申込代行）など

『法定検査受検率向上の取り組み事例集』

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/houteikensa-jirei201003.pdf>

2. 淨化槽行政の今後について

(1) 単独処理浄化槽の転換

- 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約8倍の汚濁負荷となり、公共用水域の汚濁の主要な要因となるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与える。
- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約400万基存在（40年以上経過したものは推計で約100万基）
- 老朽化・破損・漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への転換が必要。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の汚濁負荷



単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

単独浄化槽から合併浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
(2017年度で約6,000件)
生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

単独浄化槽の転換には浄化槽本体のみ
ならず、宅内配管工事への補助が必要

2. 淨化槽行政の今後について

(2)汚水処理リノベーションの推進に向けて(提言) 平成30年5月17日 自由民主党・政務調査会

汚水処理が概成する10年後を見据え、持続可能な事業運営に向けて、汚水処理リノベーションを推進し新たなビジネスとバリューを生み出すとともに、魅力あふれる汚水処理事業に刷新。

汚水処理リノベーション

- ー 処理場リノベーション…集約・再編を推進するとともに、地域の経済活性化等を担う、魅力あふれる地域の拠点に再生。
- ー 淨化槽リノベーション…単独浄化槽を合併浄化槽に再生し、適正管理を推進。
- ー ICTによる汚水処理産業の活性化、生産性向上。

背景

- 汚水処理普及率は9割を超えており、本格的なマネジメントの時代が到来。
- 一方、人口減少や施設の老朽化等により、事業環境の厳しさ増大。
- 大量の単独浄化槽の残存や、大規模災害時の処理機能確保等も大きな懸念事項。

現状の課題と取組の方向性

- 人口減少による使用料収入減
 - 職員減少により技術継承が困難
 - 施設老朽化による更新コスト増 等
- ↓
持続可能な事業運営に向けて
- 改築更新等に必要な予算の確保・拡充
 - 処理場の集約・再編等による管理効率化
 - 業務の広域化・共同化による執行体制強化
 - 汚泥エネルギー化等による収入多角化 等

集約・再編は、処理場を魅力あふれる拠点に再生する絶好のチャンス！

具体的な施策

- (1) 汚水処理システムの強靭化等に必要な予算の確保・拡充
 - ・ベストミックスによる効率的な未普及地域の解消や、次世代にわたる良好で強靭な汚水処理システムの構築に向けて、国は改築更新や汚水処理リノベーション等に必要な予算を確保・拡充。
- (2) 処理場リノベーション(新たなバリューの創出拠点に！)
 - ・処理場の集約・再編を進めるとともに、地域のエネルギー供給拠点化等を推進。
 - ・大規模災害時でも最低限の処理機能が確保された地域の防災拠点化も推進。
 - ・ICT活用等による先進的・社会実験的な取組に果敢にチャレンジ。
- (3) 淨化槽リノベーション(単独浄化槽の合併転換完了)
 - ・宅内配管等も含め個人負担軽減を図り、単独浄化槽の転換を集中的に推進。
 - ・台帳システムの整備や運営管理を着実に実施。
- (4) ICTによる汚水処理産業の活性化、生産性向上
 - ・AIやロボットによる処理場運転の完全自動化、施設点検のスピードアップ等に向け技術開発を推進。
 - ・下水道や浄化槽等の台帳システムのビッグデータを活用した管理の生産性向上を推進。
- (5) 汚水処理リノベーションの推進体制強化・意識醸成
 - ・(1)～(4)を担う人材の育成、多様な官民連携手法の活用、国民意識向上等により推進体制強化。
 - ・汚水処理システムの価値と魅力を「見える化」。

2. 処理槽行政の今後について

(3)汚水処理リノベーションの推進に向けて(提言) ~処理槽リノベーションのイメージ~

- 大量に残存している単独処理槽の室内配管等も含めた合併処理槽への転換。
- 処理槽台帳システムの整備・運営による処理槽管理の更なる適正化を推進。

単独処理槽から合併処理槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
(2017年度で約6,000件)
生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換処理槽設置工事



単独処理槽撤去

合併処理槽設置

配管工事

処理槽台帳システムの整備・運営管理

都道府県等

- ・設置届
- ・廃止届



クラウドサーバー

維持管理業者

- ・保守点検結果
- ・水質結果



検査機関

- ・7条検査
- ・11条検査



老朽化して公衆衛生に支障を生じる可能性のある単独処理槽を合併処理槽へ転換！

維持管理状況等の的確な把握により、処理槽管理の更なる適正化を推進！

2. 浄化槽行政の今後について

(4)廃棄物処理施設整備計画～浄化槽関連の記載概要～

指標及び目標と目標達成に向けた措置

浄化槽整備区域の普及

指標：浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

目標：H29年度 50% → H34年度 70%

- ・地域の特性を踏まえた下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施。
- ・市町村設置型事業を推進し、PFI等の民間活用も積極導入。
- ・公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業を実施。
- ・災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、自立的な用水確保したうえで単独転換を含む浄化槽の整備を推進。

(参考) 現行計画の目標：浄化槽処理人口普及率 9%(平成24年度見込み)→12%(平成29年度)[実績ベース9.3%(平成28年度)]

単独転換の推進

指標：浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

目標：H29年度 62% → H34年度 76%

- ・特に、老朽化した単独処理浄化槽を対象に宅内配管工事を含めた転換を推進。
- ・公共が所有する単独処理浄化槽も率先して転換推進。
- ・浄化槽台帳に法定検査等の結果等も反映、単独転換や浄化槽の管理向上に活用。

省エネ浄化槽整備の推進

指標：省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量

目標：H29年度 5万トンCO₂ → H34年度 12万トンCO₂

- ・先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入による省エネ化推進。
- ・エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等により、省エネ化推進。

2. 淨化槽行政の今後について

(5)都道府県構想策定マニュアルと構想見直し

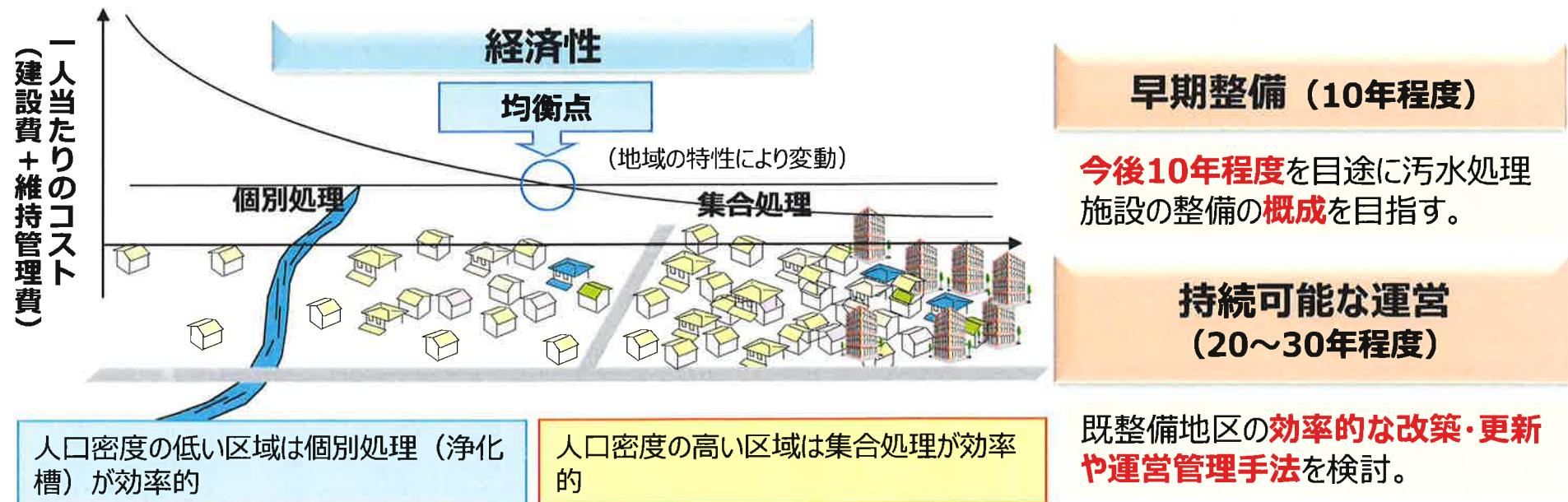
○概要

汚水処理施設の整備については、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等が実施されている。都道府県構想は、市街地、農山漁村等を含めた市区町村全域で、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備手法を選定するための構想として、都道府県が市町村の意見を反映した上で策定し、持続的な進捗管理と必要な見直しを行う。

- ・平成 7年の3省（現国交省・農水省・環境省）通知に基づく制度。
- ・平成26年1月に「都道府県構想策定マニュアル」を3省で策定し都道府県に通知。「早期整備」と「持続可能な運営」を目指す

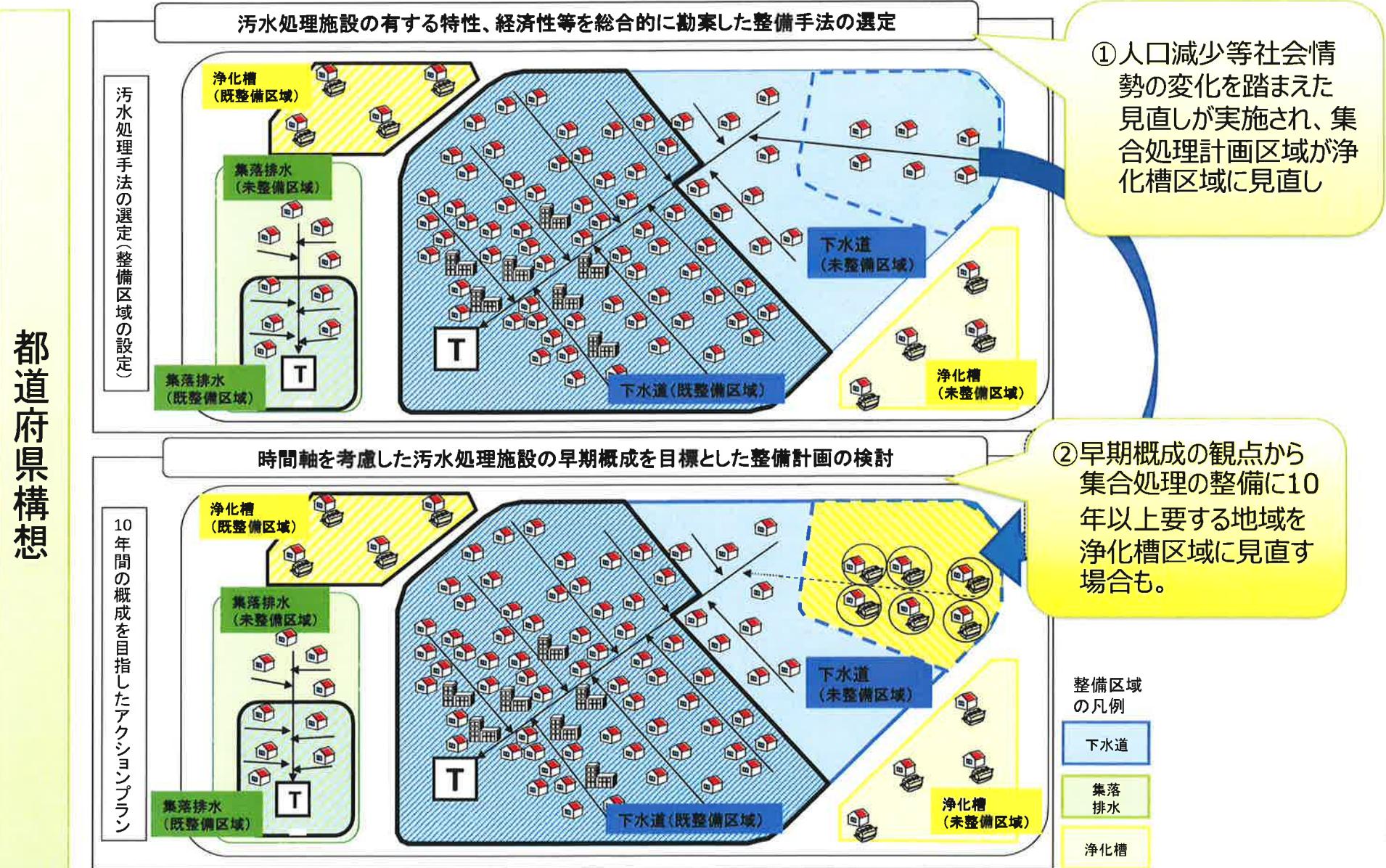
○目的

変化していく人口減少等の社会情勢や厳しい財政事情等を踏まえ、効率的な汚水処理施設の推進について、適切な役割分担の下、計画的に実施していく。



2. 浄化槽行政の今後について

(6)都道府県構想の見直しによる整備区域の見直しの一例

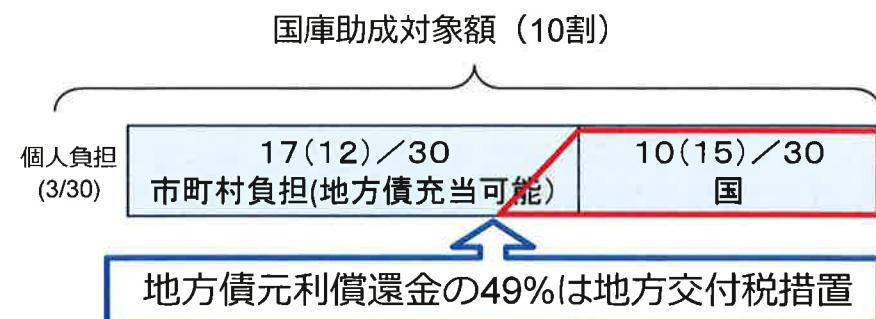


2. 浄化槽行政の今後について

(7)市町村設置及び民間活用の普及促進

浄化槽市町村整備推進事業

- 市町村自らが市町村の財産として浄化槽を個人宅に設置し、住民から適正な料金を徴収することにより、市町村の公営企業として維持管理を実施するもの。
- 平成6年の事業創設以降、計300市町村において実施。うち、176市町村は平成28年度末時点で整備事業を実施中。



市町村設置型浄化槽のメリット・デメリット

メリット

- ① 維持管理の徹底による放流水質の向上
- ② 設置時や維持管理に関する住民負担の軽減（金銭的・時間）
- ③ 業者においても長期的に安定した事業

デメリット

- ① 市町村の金銭的負担 増加
- ② 市町村の事務作業量 増加

民間の資金・ノウハウ

PFIによる整備事業の実績

- 現在実施されているPFIによる事業 : 13市町
- これまでに実施されたPFIによる事業 : 17市町 (実施中含む)
(平成29年度末現在)

浄化槽事業民間活用

- 【民間活用制度】
- 指定工事店制度
- PFI(BTO)
- 指定管理者制度

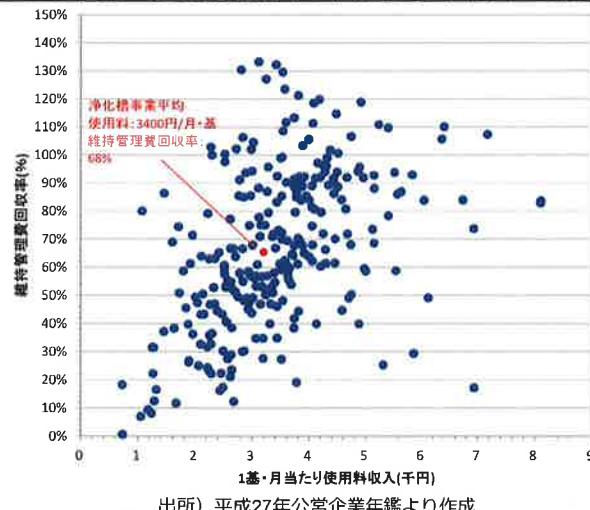
2. 浄化槽行政の今後について

(8) 浄化槽事業の経営状況

維持管理費の平均回収率は68%

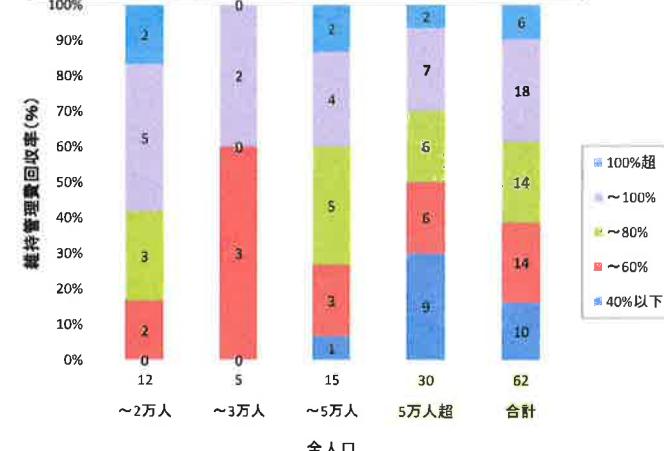
- 維持管理費の平均回収率は68% 使用料収入が高ければ、回収率も高い傾向
- 平均的な使用料設定で回収率74%程度 (平均的な使用料：約3,000～4,000円/（基・月）)
- 自治体の行政人口が多くなるほど、維持管理費の回収率は低下傾向

1基・月当たり使用料収入と回収率の分布



出所) 平成27年公営企業年鑑より作成

人口規模別維持管理回収率の分布



出所) 平成29年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する
調査検討業務報告書より

回収率高い自治体（回収率80%以上）

維持管理費用

都道府県平均より低い市町村が半数程度

回収率低い自治体（回収率40%以下）

使用料設定

維持管理費用に合わせて適正化

都道府県平均より高い市町村がほとんど

下水道使用料と同程度又は低い傾向

高回収率市町村：使用料金を維持管理費用に合わせて設定しつつ、維持管理費用を抑制

3. 浄化槽行政の今後について

(14) 浄化槽台帳整備の必要性

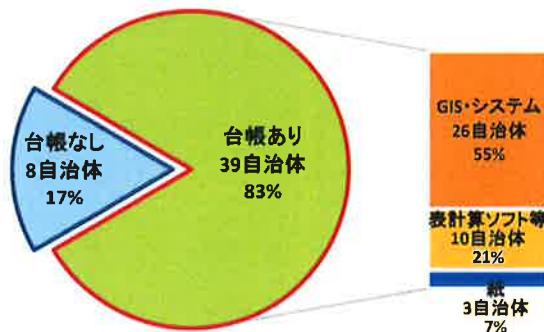
浄化槽台帳システムとは

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、そのほか浄化槽関係者からの情報を整理し電子データ化したデータベースとそれを管理するシステムで構成されたもの

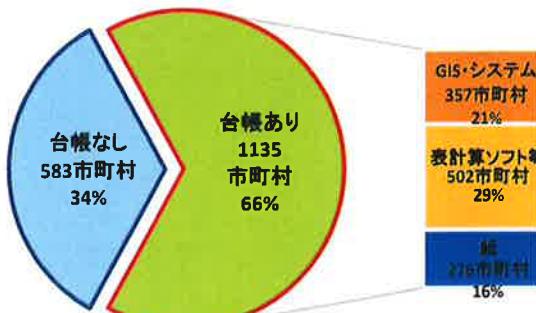
現状と問題点

- 過去に蓄積した情報（設置・維持管理等）が紙ベースや複数の電子ファイルに分かれて保存。
- データの更新が不十分で設置基數、管理状況等が正確に把握できていない。
- 無届浄化槽、廃止済み浄化槽が十分把握できていない。
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない。

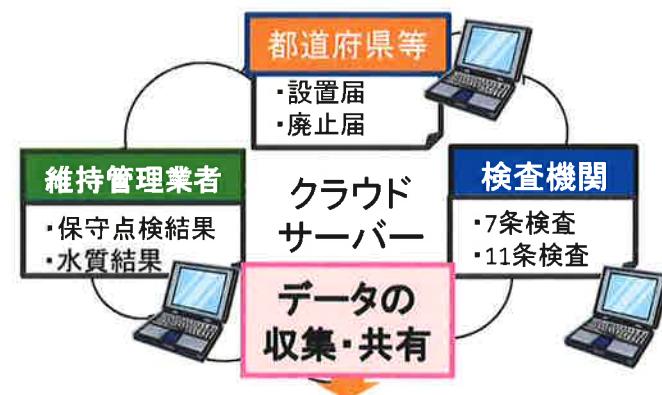
都道府県の台帳整備の状況



市町村の台帳整備の状況



浄化槽台帳システムのイメージ



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約55%

出典)環境省、平成30年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約21%

出典)環境省、平成30年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能。
浄化槽管理の更なる適正化を推進！

浄化槽の単独転換対策、適正な維持管理の確立および災害対応力の強化に向けた情報整理・更新・精査が効率的に行える行政による浄化槽台帳整備が必要

2. 浄化槽行政の今後について

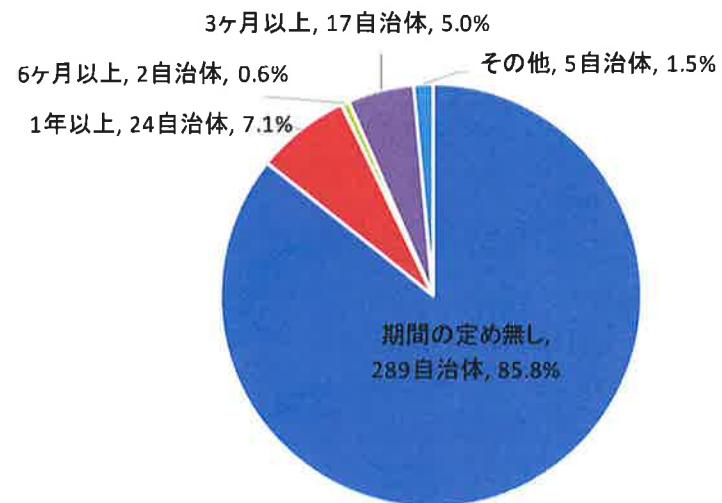
(10) 休止届の必要性

- 過疎化等による空き屋の増加に伴い、普段使わない浄化槽が増加。
(浄化槽法では、「休止」や「停止」という概念がないため、長期にわたり使用しない浄化槽であっても年1回の法定検査及び数ヶ月に1度の保守点検が求められる。)
- 都道府県・市町村によっては、「休止」や「停止」を条例や規則、要綱等で規定。
(休止の概念が曖昧、休止前の清掃実施についても自治体により扱いが異なる。)

休止制度を採用している自治体数

都道府県	自治体数	都道府県	自治体数	都道府県	自治体数
北海道	44	石川県	5	岡山県	2
青森県	4	福井県	0	広島県	18
岩手県	10	山梨県	8	山口県	5
宮城县	4	長野県	32	徳島県	1
秋田県	3	岐阜県	1	香川県	1
山形県	15	静岡県	1	愛媛県	10
福島県	16	愛知県	1	高知県	2
茨城县	0	三重県	7	福岡県	7
栃木県	25	滋賀県	2	佐賀県	4
群馬県	2	京都府	10	長崎県	0
埼玉県	5	大阪府	1	熊本県	12
千葉県	3	兵庫県	4	大分県	8
東京都	1	奈良県	5	宮崎県	1
神奈川県	3	和歌山县	29	鹿児島県	0
新潟県	9	鳥取県	8	沖縄県	0
富山县	0	島根県	8	合計	337

休止制度を採用している自治体における
休止期間の割合



出所) 環境省「平成28年度浄化槽の指導普及に関する調査結果」

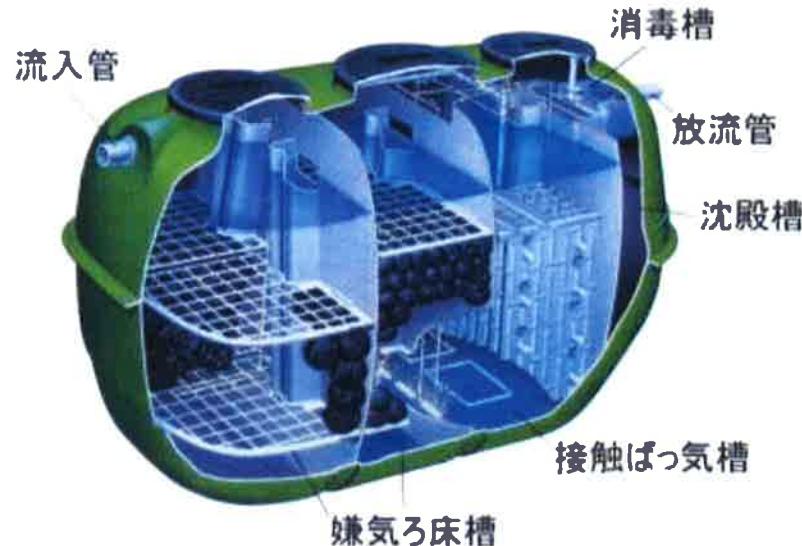
浄化槽台帳整備と併せ、
過疎化等で使用しない浄化槽の把握・適切な管理として休止届が必要

2. 濾化槽行政の今後について

(11) 濾化槽管理士の質の確保の必要性

- 合併処理濾化槽の省スペース、高性能化により構造が複雑化。
- 一部の自治体では、保守点検業者の技術力向上に関する都道府県の取組を条例で規定。

合併処理濾化槽のモデル



省スペース、高性能な濾化槽の普及により
濾化槽構造が複雑化

福岡県濾化槽協会での濾化槽管理士講習会の様子



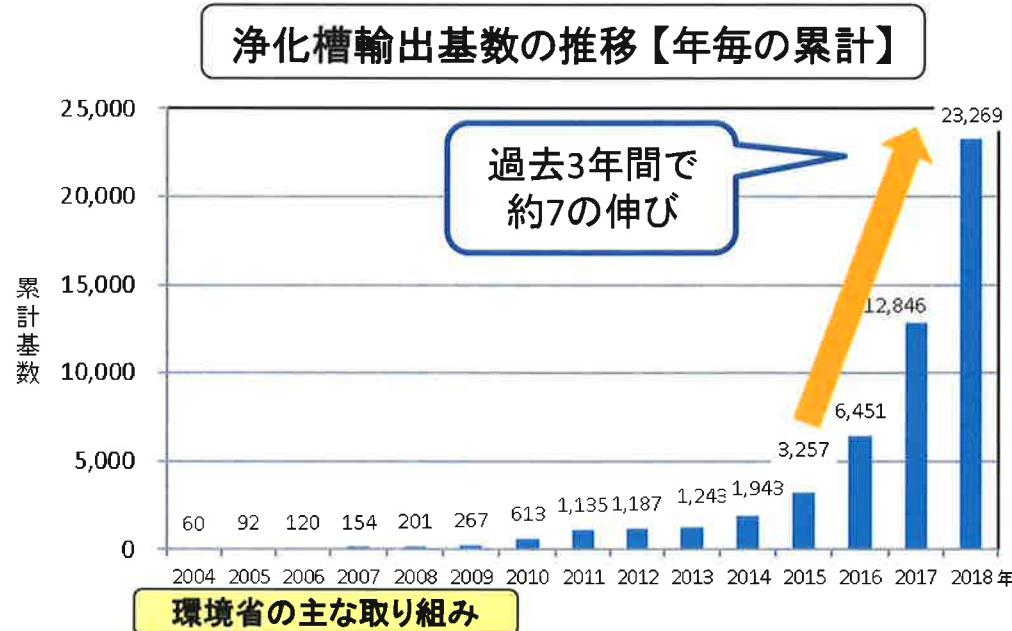
保守点検業者数
12,833
濾化槽管理士数
84,843
出典) 環境省(H29年度)

濾化槽管理士の知識・技術力の維持が必要

2. 浄化槽行政の今後について

(12) 浄化槽の海外展開

- 浄化槽の輸出基数は爆発的に増加（浄化槽は日本で高度に発達した技術であり分散型汚水処理の手段として着目）
- メーカー各社は東南アジアへの浄化槽の普及に向け、性能評価制度、維持管理等のシステム整備支援を要望。
- 環境省が、ASEAN地域に適した浄化槽の標準化を目指す等、**循環産業**の戦略的国際展開・育成事業として、関係機関と連携して**国際展開**を支援。



日本の強み

- 水質保全に貢献する分散処理技術として水質改善に取り組み、法制度を整えるとともに、浄化槽の構造及び維持管理に関する技術が蓄積されている。（平成28年度末時点で既に360万基前後の合併処理浄化槽が設置・運用）
- 浄化槽は優れた処理性能を有しており集合型の下水処理場並み（20mg/L以下、BOD除去率90%以上）に汚水の処理が可能、且つ窒素やリン除去などの高度処理にも対応可能。
- 海外での競合製品に比べてコンパクトな設計などで、設置が容易。

- 国立環境研究所が中心となり、ASEAN地域に適した浄化槽の標準化を目指し、製品仕様の現地化、公正な性能評価スキームの社会実装等を目指した研究プロジェクトを実施中。
- 分散型汚水処理に関するワークショップを開催し、日本の法制度や規制、経験等を共有し、浄化槽の展開を支援。
- 平成29年度より浄化槽セミナーと現地調査を実施し、相手国ステークホルダーへの浄化槽の周知と国内浄化槽関係企業の海外展開を後押し。